

会員入退会規定

- 一 会員の入会は維持会員の推薦により、理事会の承認を経て総会に報告される。
- 二 会員の退会は本人が会長宛てに申請し、理事会の承認を経て総会に報告される。
- 三 会員が会費を連続三年間未納の場合は、退会扱いにする。
- 四 会員の入会に関しては、理事会の承認を経るまでは、会員に準ずる者として受け入れる。

(付則)

- 一 本規定は前規定を改正したもので、二〇〇九年五月十六日より施行する。